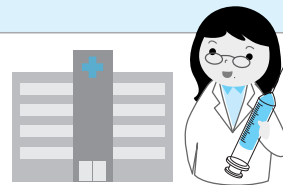


予防接種を受けましょう!

水痘(みずぼうそう)および高齢者の肺炎球菌感染症が10月1日(水)から定期の予防接種として受けることができます。対象者には、9月末までに個別通知をします。



予防接種の種類	NEW 水痘 (みずぼうそう)	NEW 高齢者の肺炎球菌感染症
実施期間	10月1日(水)～(通年)	
接種対象者 (接種回数)	<p>1歳の誕生日の前日から、3歳の誕生日の前日までのお子さん (2回接種)</p> <p>【標準的な接種方法】 1回目：生後12～15か月までの間 2回目：1回目終了後、3か月以上経過してから、標準的には6～12か月経過した時期</p> <p>*すでに水痘にかかったことがある人は、水痘に対する免疫を獲得していると考えられるため、定期接種の対象とはなりません。 *これまでに任意で接種した回数も考慮して接種回数が決まります。詳細は、市健康づくり課へお問い合わせください。</p>	<p>① 今年度内に65歳となる人 (1回接種)</p> <p>② 接種日に60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障がい身体障害者手帳1級程度の人、またはヒト免疫不全で同程度の状態にある人 (1回接種)</p> <p>*すでに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は、定期接種の対象となりません。</p>
経過措置対象者 (平成26年度に限る)	<p>3歳の誕生日から5歳の誕生日の前日までのお子さん *1～3歳までの間に1回以上水痘ワクチンを接種している場合は、定期接種の対象とはなりません。</p>	<p>平成26年度内に次の年齢となる人 (1回接種) 65・70・75・80・85・90・95・100・101歳以上</p>
接種費用	無 料	一部自己負担 (費用未定) 一部の対象者には助成制度があります。(下記参照)
接種場所	指定医療機関	
申込方法	直接、指定医療機関に予約してください。	直接、指定医療機関に予約してください。 全額助成対象者は市の申請窓口での事前申請が必要です。

※事業の実施については、平成26年9月(第3回定例会)の予算についての米原市議会の議決を受け、確定するものです。

高齢者インフルエンザ

実施期間	10月15日(水)～12月31日(水)
接種対象者	①接種日に、65歳以上の人 (1回接種) ②接種日に、60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障がい身体障害者手帳1級程度の人、またはヒト免疫不全で同程度の状態にある人 (1回接種)
接種費用	自己負担金 2,060円 一部の対象者には助成制度があります。(下記参照)
接種場所	指定医療機関

自己負担金を助成します

10月1日(水)から申請受付開始!
対象者は、接種前に申請を!!

予防接種の種類	上記対象者に該当する者のうち、全額助成対象者	申請受付期間 (接種前)
高齢者インフルエンザ	生活保護世帯および市民税非課税世帯に属する人	10月1日(水)～12月26日(金)
高齢者の肺炎球菌感染症	生活保護世帯に属する人	10月1日(水)～平成27年3月31日(火)

< 助成の流れ >

- ① 指定医療機関で予約
- ② 接種日までに市の申請窓口で申請
⇒「助成券」を交付します。
(申請窓口)・健康づくり課・各庁舎自治振興課
・市民窓口課・行政サービスセンター
(持ち物)・印かん
- ③ 接種の際、医療機関で「助成券」を提出してください。自己負担金が無料となります。

※転入等で、平成26年度市民税課税状況が確認できない場合は、市民税非課税証明書の提出(世帯全員分)を求められる場合があります。

※やむを得ない理由で、助成券の申請前に接種し、自己負担金を支払った場合、償還払申請により自己負担金を助成します。償還払申請書に必要な書類を添付して健康づくり課または申請窓口へ提出してください。(申請に必要なもの：領収書、印かん、通帳)

詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。健康づくり課へお問い合わせください。

お問い合わせ 健康福祉部 健康づくり課 (山東庁舎) ☎ 55-8105 ☎ 55-2406